

新旧対照表〔2023年6月1日実施〕

※ご契約中のサービス、料金プランをご確認の上、対象となる新旧対照表をご覧ください。

サービス名称	いいだのでんき		BIGLOBEでんき		UQでんき		モンストでんき	
料金プラン	いいだのでんき M/L（東京）	いいだのでんき M/L（東京D）	BIGLOBEでんき M/L（東京）	BIGLOBEでんき M/L（東京D）	UQでんき M/L（東京）	UQでんき M/L（東京D）	モンストでんき M/L（東京）	モンストでんき M/L（東京D）
対象新旧対照表	〔6〕〔7〕		〔6〕〔8〕		〔6〕〔9〕		〔6〕〔11〕	

サービス名称	グランパスでんき		四季でんき		SKE48でんき		Pontaでんき	
料金プラン	グランパスでんき M/L（東京）	グランパスでんき M/L（東京D）	四季でんき M/L（東京）	四季でんき M/L（東京D）	SKE48でんき M/L（東京）	SKE48でんき M/L（東京D）	Pontaでんき M/L（東京）	Pontaでんき M/L（東京D）
新旧対照表	〔6〕〔11〕		〔6〕〔11〕		〔6〕〔11〕		〔6〕〔11〕	

サービス名称	ANAでんき		ARUHI でんき		よみぼでんき		ピクシブでんきプラン	
料金プラン	ANAでんき M/L（東京）	ANAでんき M/L（東京D）	ARUHI でんき M/L（東京）	ARUHI でんき M/L（東京D）	よみぼでんき M/L（東京）	よみぼでんき M/L（東京D）	ピクシブでんきプラン M/L（東京）	ピクシブでんきプラン M/L（東京D）
新旧対照表	〔6〕〔11〕		〔6〕〔11〕		〔6〕〔11〕		〔6〕〔11〕	

サービス名称	JAFでんき		ベルソナでんき		ゆめカードでんき		N Cでんき	
料金プラン	JAFでんき M/L（東京）	JAFでんき M/L（東京D）	ベルソナでんき M/L（東京）	ベルソナでんき M/L（東京D）	ゆめカードでんき M/L（東京）	ゆめカードでんき M/L（東京D）	N Cでんき M/L（東京）	N Cでんき M/L（東京D）
新旧対照表	〔6〕〔11〕		〔6〕〔11〕		〔6〕〔11〕		〔6〕〔11〕	

サービス名称	Vポイントでんき		わくわくでんき		めぶきd eでんき		グローバルポイントでんき	
料金プラン	Vポイントでんき M/L（東京）	Vポイントでんき M/L（東京D）	わくわくでんき M/L（東京）	わくわくでんき M/L（東京D）	めぶきd eでんき M/L（東京） J/A	めぶきd eでんき M/L（東京D） J/A	グローバルポイントでんき M/L（東京）	グローバルポイントでんき M/L（東京D）
新旧対照表	〔6〕〔11〕		〔6〕〔11〕		〔6〕〔11〕		〔6〕〔11〕	

サービス名称	じぶんでんき			でんきクラブ（タカシマ ヤコース）
料金プラン	じぶんでんき M/L（東京）	じぶんでんき M/L（東京D）	じぶんでんきオール電 化プラン S/L（東京）	でんきクラブ（タカシマ ヤコース） M/L（東京D）
新旧対照表	〔6〕〔10〕		〔6〕〔10〕	

〔1〕■ でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																
1 契約種別 この料金表の契約種別は、いいだのでんき M（東京 D）およびいいだのでんき L（東京 D）といたします。 (1) いいだのでんき M（東京 D）（以下「種別 M」といいます。） （略） 二 料金 料金は、基本料金、電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。 （略） (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>18.10 円 (19.91 円)</td></tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>24.10 円 (26.51 円)</td></tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>27.81 円 (30.59 円)</td></tr> </table> (ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料		税抜額（税込額）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円 (19.91 円)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円 (26.51 円)	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円 (30.59 円)	1 契約種別 この料金表の契約種別は、いいだのでんき M（東京 D）およびいいだのでんき L（東京 D）といたします。 (1) いいだのでんき M（東京 D）（以下「種別 M」といいます。） （略） 二 料金 料金は、基本料金、電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。 （略） (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27.27 円 (29.99 円)</td></tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>33.27 円 (36.59 円)</td></tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>36.99 円 (40.68 円)</td></tr> </table> (ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料		税抜額（税込額）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27 円 (29.99 円)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.27 円 (36.59 円)	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99 円 (40.68 円)
	税抜額（税込額）																
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円 (19.91 円)																
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円 (26.51 円)																
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円 (30.59 円)																
	税抜額（税込額）																
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27 円 (29.99 円)																
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.27 円 (36.59 円)																
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99 円 (40.68 円)																

金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	218.83 円（240.71 円）

(2) いいだのでんき L（東京 D）（以下「種別 L」といいます。）

（略）

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200 円を下回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200 円を上回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(D) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	292.20 円（321.42 円）

(2) いいだのでんき L（東京 D）（以下「種別 L」といいます。）

（略）

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(D) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	27.27 円（29.99 円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33.27 円（36.59 円）
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36.99 円（40.68 円）

10 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。 (略)	10 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときは、次のとおりいたします。 (略)
11 燃料費調整 (1)燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.4435$ $\gamma = 0.2512$ (略) □ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合	11 燃料費調整 (1)燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格の単位は、100 円単位とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$ (略) □ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 = $(44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ (D) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合 燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ (略) (2)基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>0.211 円 (0.232 円)</td></tr></table> (3)燃料費調整単価等の揭示 auEL は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	0.211 円 (0.232 円)	燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ (略) (2)基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>0.166 円 (0.183 円)</td></tr></table> (3)燃料費調整単価等の揭示 auEL は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格ならびに(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	0.166 円 (0.183 円)
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	0.211 円 (0.232 円)								
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	0.166 円 (0.183 円)								
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。								

〔2〕■ でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）	改定後（新）																
1 契約種別 この料金表の契約種別は、BIGLOBE でんきM（東京D）および BIGLOBE でんき L（東京D）といたします。 (1) BIGLOBE でんき M（東京D）（以下「種別 M」といいます。） （略） 二 料金 料金は、基本料金、電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。 （略） (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>18.10 円 (19.91 円)</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>24.10 円 (26.51 円)</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>27.81 円 (30.59 円)</td></tr></table> (ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料		税抜額（税込額）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円 (19.91 円)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円 (26.51 円)	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円 (30.59 円)	1 契約種別 この料金表の契約種別は、BIGLOBE でんきM（東京D）および BIGLOBE でんき L（東京D）といたします。 (1) BIGLOBE でんき M（東京D）（以下「種別 M」といいます。） （略） 二 料金 料金は、基本料金、電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。 （略） (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27.27 円 (29.99 円)</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>33.27 円 (36.59 円)</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>36.99 円 (40.68 円)</td></tr></table> (ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料		税抜額（税込額）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27 円 (29.99 円)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.27 円 (36.59 円)	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99 円 (40.68 円)
	税抜額（税込額）																
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円 (19.91 円)																
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円 (26.51 円)																
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円 (30.59 円)																
	税抜額（税込額）																
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27 円 (29.99 円)																
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.27 円 (36.59 円)																
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99 円 (40.68 円)																

金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	218.83 円（240.71 円）

(2) BIGLOBE でんき L（東京 D）（以下「種別 L」といいます。）

（略）

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200 円を下回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200 円を上回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(D) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120 キロワット時までの1 キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる1 キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	292.20 円（321.42 円）

(2) BIGLOBE でんき L（東京 D）（以下「種別 L」といいます。）

（略）

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(D) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120 キロワット時までの1 キロワット時につき	27.27 円（29.99 円）
120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27 円（36.59 円）
300 キロワット時をこえる1 キロワット時につき	36.99 円（40.68 円）

10 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。 (略)	10 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときは、次のとおりいたします。 (略)
11 燃料費調整 (1)燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.4435$ $\gamma = 0.2512$ (略) □ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合	11 燃料費調整 (1)燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格の単位は、100 円単位とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$ (略) □ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$\text{燃料費調整単価} = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ (略) (2)基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、基準単価は、次のとおりといたします。 <table> <tr> <td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>0.211 円 (0.232 円)</td></tr> </table> (3)燃料費調整単価等の揭示 auEL は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	0.211 円 (0.232 円)	$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ (略) (2)基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、基準単価は、次のとおりといたします。 <table> <tr> <td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>0.166 円 (0.183 円)</td></tr> </table> (3)燃料費調整単価等の揭示 auEL は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格ならびに(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	0.166 円 (0.183 円)
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	0.211 円 (0.232 円)								
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	0.166 円 (0.183 円)								
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。								

〔3〕■ でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（UQ でんき）

改定前（旧）	改定後（新）																
1 契約種別 この料金表の契約種別は、UQ でんきM（東京D）および UQ でんき L（東京D）といたします。 (1) UQ でんきM（東京D）（以下「種別 M」といいます。） （略） 二 料金 料金は、基本料金、電力量料金および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。 （略） (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>18.10 円 (19.91 円)</td></tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>24.10 円 (26.51 円)</td></tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>27.81 円 (30.59 円)</td></tr> </table> (ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料		税抜額（税込額）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円 (19.91 円)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円 (26.51 円)	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円 (30.59 円)	1 契約種別 この料金表の契約種別は、UQ でんきM（東京D）および UQ でんき L（東京D）といたします。 (1) UQ でんきM（東京D）（以下「種別 M」といいます。） （略） 二 料金 料金は、基本料金、電力量料金および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。 （略） (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27.27 円 (29.99 円)</td></tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>33.27 円 (36.59 円)</td></tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>36.99 円 (40.68 円)</td></tr> </table> (ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料		税抜額（税込額）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27 円 (29.99 円)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.27 円 (36.59 円)	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99 円 (40.68 円)
	税抜額（税込額）																
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円 (19.91 円)																
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円 (26.51 円)																
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円 (30.59 円)																
	税抜額（税込額）																
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27 円 (29.99 円)																
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.27 円 (36.59 円)																
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99 円 (40.68 円)																

金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	218.83 円（240.71 円）

（略）

(2) UQ でんき L（東京 D）（以下「種別 L」といいます。）

（略）

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(D) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）

金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	292.20 円（321.42 円）

（略）

(2) UQ でんき L（東京 D）（以下「種別 L」といいます。）

（略）

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(D) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27 円（29.99 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.27 円（36.59 円）

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき 27.81 円 (30.59 円)	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき 36.99 円 (40.68 円)
(略)	(略)
12 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。 (略)	12 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときは、次のとおりいたします。 (略)
13 燃料費調整 (1)燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.4435$ $\gamma = 0.2512$ (略) □ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。	13 燃料費調整 (1)燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格の単位は、100 円単位とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$ (略) □ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(略)

(2)基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，基準単価は，次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	0.211 円（0.232 円）

(3)燃料費調整単価等の揭示

auEL は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(略)

(2)基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，基準単価は，次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	0.166 円（0.183 円）

(3)燃料費調整単価等の揭示

auEL は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格ならびに(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は，2023 年 6 月 1 日から実施いたします。

〔4〕■ でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																
1 契約種別 この料金表の契約種別は、じぶんでんきM（東京D）およびじぶんでんき L（東京D）といたします。 (1) じぶんでんき M（東京D）（以下「種別 M」といいます。） （略） 二 料金 料金は、基本料金、電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。 （略） (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>18.10 円 (19.91 円)</td></tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>24.10 円 (26.51 円)</td></tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>27.81 円 (30.59 円)</td></tr> </table> (ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料		税抜額（税込額）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円 (19.91 円)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円 (26.51 円)	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円 (30.59 円)	1 契約種別 この料金表の契約種別は、じぶんでんきM（東京D）およびじぶんでんき L（東京D）といたします。 (1) じぶんでんき M（東京D）（以下「種別 M」といいます。） （略） 二 料金 料金は、基本料金、電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。 （略） (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27.27 円 (29.99 円)</td></tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>33.27 円 (36.59 円)</td></tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>36.99 円 (40.68 円)</td></tr> </table> (ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料		税抜額（税込額）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27 円 (29.99 円)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.27 円 (36.59 円)	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99 円 (40.68 円)
	税抜額（税込額）																
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円 (19.91 円)																
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円 (26.51 円)																
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円 (30.59 円)																
	税抜額（税込額）																
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27 円 (29.99 円)																
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.27 円 (36.59 円)																
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99 円 (40.68 円)																

金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	218.83 円（240.71 円）

(2) じぶんでんき L（東京 D）（以下「種別 L」といいます。）

（略）

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200 円を下回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200 円を上回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(D) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120 キロワット時までの1 キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる1 キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	292.20 円（321.42 円）

(2) じぶんでんき L（東京 D）（以下「種別 L」といいます。）

（略）

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(D) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120 キロワット時までの1 キロワット時につき	27.27 円（29.99 円）
120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27 円（36.59 円）
300 キロワット時をこえる1 キロワット時につき	36.99 円（40.68 円）

10 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。 (略)	10 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときは、次のとおりいたします。 (略)
11 燃料費調整 (1)燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.4435$ $\gamma = 0.2512$ (略) □ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合	11 燃料費調整 (1)燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格の単位は、100 円単位とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$ (略) □ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 = (44,200 円－平均燃料価格) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$ (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格－44,200 円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$ (略) (2)基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>0.211 円 (0.232 円)</td></tr></table> (3)燃料費調整単価等の揭示 auEL は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	0.211 円 (0.232 円)	燃料費調整単価 = (平均燃料価格－86,100 円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$ (略) (2)基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>0.166 円 (0.183 円)</td></tr></table> (3)燃料費調整単価等の揭示 auEL は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格ならびに(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	0.166 円 (0.183 円)
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	0.211 円 (0.232 円)								
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	0.166 円 (0.183 円)								
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。								

〔5〕■ でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																
1 契約種別 この料金表の契約種別は、プランM（東京D）およびプランL（東京D）といたします。 (1) プランM（東京D）（以下「プランM」といいます。） （略） 二 料金 料金は、基本料金、電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。 （略） (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>18.10 円 (19.91 円)</td></tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>24.10 円 (26.51 円)</td></tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>27.81 円 (30.59 円)</td></tr> </table> (ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー		税抜額（税込額）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円 (19.91 円)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円 (26.51 円)	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円 (30.59 円)	1 契約種別 この料金表の契約種別は、プランM（東京D）およびプランL（東京D）といたします。 (1) プランM（東京D）（以下「プランM」といいます。） （略） 二 料金 料金は、基本料金、電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。 （略） (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27.27 円 (29.99 円)</td></tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>33.27 円 (36.59 円)</td></tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>36.99 円 (40.68 円)</td></tr> </table> (ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー		税抜額（税込額）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27 円 (29.99 円)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.27 円 (36.59 円)	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99 円 (40.68 円)
	税抜額（税込額）																
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円 (19.91 円)																
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円 (26.51 円)																
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円 (30.59 円)																
	税抜額（税込額）																
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27 円 (29.99 円)																
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.27 円 (36.59 円)																
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99 円 (40.68 円)																

発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	218.83 円（240.71 円）

(2) プラン L（東京 D）（以下「プラン L」といいます。）

（略）

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(D) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

10 再生可能エネルギー発電促進賦課金

発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	292.20 円（321.42 円）

(2) プラン L（東京 D）（以下「プラン L」といいます。）

（略）

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(D) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27 円（29.99 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.27 円（36.59 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99 円（40.68 円）

10 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。 (略)	(略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときは、次のとおりいたします。 (略)
11 燃料費調整 (1)燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.4435$ $\gamma = 0.2512$ (略) □ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$	11 燃料費調整 (1)燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格の単位は、100 円単位とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$ (略) □ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 $\text{燃料費調整単価} = \left(\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円} \right) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 44,200 円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(略)

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、基準単価は、次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	0.211 円（0.232 円）

(3)燃料費調整単価等の揭示

auEL は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

(略)

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、基準単価は、次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	0.166 円（0.183 円）

(3)燃料費調整単価等の揭示

auEL は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格ならびに(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。

〔6〕■ でんき契約約款

改定前（旧）	改定後（新）
でんき契約約款 2023 年 4 月 1 日実施 au エネルギー & ライフ株式会社	でんき契約約款 2023 年 6 月 1 日実施 au エネルギー & ライフ株式会社
3 定義 （略） (11) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 （略）	3 定義 （略） (11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 （略）
附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。

〔7〕■ でんき契約約款料金表（いいのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																																				
2 いいのでんきM料金表 (1) いいのでんきM（北海道） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>22.13円（24.34円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>27.85円（30.63円）</td></tr> <tr> <td>280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>31.23円（34.35円）</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1契約につき</td><td>228.00円（250.80円）</td></tr> </table> (2) いいのでんきM（東北） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>17.19円（18.90円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>23.32円（25.65円）</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）	280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）		税抜額（税込額）	1契約につき	228.00円（250.80円）		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）	2 いいのでんきM料金表 (1) いいのでんきM（北海道） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>32.21円（35.43円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>37.93円（41.72円）</td></tr> <tr> <td>280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>41.31円（45.44円）</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1契約につき</td><td>367.00円（403.70円）</td></tr> </table> (2) いいのでんきM（東北） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27.00円（29.70円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>33.14円（36.45円）</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円（35.43円）	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）	280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）		税抜額（税込額）	1契約につき	367.00円（403.70円）		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円（36.45円）
	税抜額（税込額）																																				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）																																				
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）																																				
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
1契約につき	228.00円（250.80円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）																																				
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円（35.43円）																																				
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）																																				
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
1契約につき	367.00円（403.70円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）																																				
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円（36.45円）																																				

300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)
---------------------------	-----------------

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	238.00円 (261.80円)

(3) いいだのでんきM（東京）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円 (240.71円)

(4) いいだのでんきM（北陸）

（略）

ロ 電力量料金

300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円 (40.40円)
---------------------------	-----------------

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	326.89円 (359.57円)

(3) いいだのでんきM（東京）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27円 (29.99円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円 (36.59円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円 (40.68円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	292.20円 (321.42円)

(4) いいだのでんきM（北陸）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円（241.79円）

(5) いいだのでんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 （税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円 (564.96円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時 までの 1 キロワット時につき	18.93円 (20.82円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時 までの1 キロワット時につき	24.95円 (27.44円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット 時につき	28.14円 (30.95円)

(略)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円（30.82円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円（34.71円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円（36.42円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	275.00円（302.50円）

(5) いいだのでんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 （税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	606.36円 (666.99円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時 までの 1 キロワット時につき	27.87円 (30.65円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時 までの1 キロワット時につき	33.89円 (37.27円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット 時につき	37.08円 (40.78円)

(略)

3 いいだのでんきL料金表

(1) いいだのでんきL（北海道）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）

(2) いいだのでんきL（東北）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円（29.60円）

(3) いいだのでんきL（東京）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円（19.91円）

3 いいだのでんきL料金表

(1) いいだのでんきL（北海道）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円（35.43円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）

(2) いいだのでんきL（東北）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円（36.45円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円（40.40円）

(3) いいだのでんきL（東京）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27円（29.99円）

<table><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>24.10円 (26.51円)</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>27.81円 (30.59円)</td></tr></table> (4) いいだのでんき L (北陸) (略) □ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr><tr><td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>16.56円 (18.21円)</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>20.10円 (22.11円)</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>21.65円 (23.81円)</td></tr></table> (略)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)		税抜額 (税込額)	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)	<table><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>33.27円 (36.59円)</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>36.99円 (40.68円)</td></tr></table> (4) いいだのでんき L (北陸) (略) □ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr><tr><td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>28.02円 (30.82円)</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>31.56円 (34.71円)</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>33.11円 (36.42円)</td></tr></table> (略)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円 (36.59円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円 (40.68円)		税抜額 (税込額)	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円 (30.82円)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円 (34.71円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円 (36.42円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)																								
	税抜額 (税込額)																								
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円 (36.59円)																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円 (40.68円)																								
	税抜額 (税込額)																								
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円 (30.82円)																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円 (34.71円)																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円 (36.42円)																								
7 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」と	7 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたしま																								

いいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。	す。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。																																																																																								
8 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α, β, およびγは、契約種別ごとに以下のとおりといたします。 <table><tr><td>いいだのでんきM（北海道）</td><td>α=0.4699</td><td>—</td><td>γ=0.7879</td></tr><tr><td>いいだのでんきL（北海道）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>いいだのでんきM（東北）</td><td>α=0.1152</td><td>β=0.2714</td><td>γ=0.7386</td></tr><tr><td>いいだのでんきL（東北）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>いいだのでんきM（東京）</td><td>α=0.1970</td><td>β=0.4435</td><td>γ=0.2512</td></tr><tr><td>いいだのでんきL（東京）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>いいだのでんきM（北陸）</td><td>α=0.2303</td><td>—</td><td>γ=1.1441</td></tr><tr><td>いいだのでんきL（北陸）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>いいだのでんきM（四国）</td><td>α=0.2104</td><td>β=0.0541</td><td>γ=1.0588</td></tr><tr><td>いいだのでんきM（九州）</td><td>α=0.0053</td><td>β=0.1861</td><td>γ=1.0757</td></tr><tr><td>いいだのでんきL（九州）</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (略)	いいだのでんきM（北海道）	α=0.4699	—	γ=0.7879	いいだのでんきL（北海道）				いいだのでんきM（東北）	α=0.1152	β=0.2714	γ=0.7386	いいだのでんきL（東北）				いいだのでんきM（東京）	α=0.1970	β=0.4435	γ=0.2512	いいだのでんきL（東京）				いいだのでんきM（北陸）	α=0.2303	—	γ=1.1441	いいだのでんきL（北陸）				いいだのでんきM（四国）	α=0.2104	β=0.0541	γ=1.0588	いいだのでんきM（九州）	α=0.0053	β=0.1861	γ=1.0757	いいだのでんきL（九州）				8 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α, β, およびγは、契約種別ごとに以下のとおりといたします。 <table><tr><td>いいだのでんきM（北海道）</td><td>α=0.1874</td><td>β=0.0899</td><td>γ=1.0036</td></tr><tr><td>いいだのでんきL（北海道）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>いいだのでんきM（東北）</td><td>α=0.0259</td><td>β=0.2563</td><td>γ=0.8915</td></tr><tr><td>いいだのでんきL（東北）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>いいだのでんきM（東京）</td><td>α=0.0048</td><td>β=0.3827</td><td>γ=0.6584</td></tr><tr><td>いいだのでんきL（東京）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>いいだのでんきM（北陸）</td><td>α=0.0415</td><td>β=0.0745</td><td>γ=1.2499</td></tr><tr><td>いいだのでんきL（北陸）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>いいだのでんきM（四国）</td><td>α=0.0875</td><td>β=0.0770</td><td>γ=1.1770</td></tr><tr><td>いいだのでんきM（九州）</td><td>α=0.0053</td><td>β=0.1861</td><td>γ=1.0757</td></tr><tr><td>いいだのでんきL（九州）</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (略)	いいだのでんきM（北海道）	α=0.1874	β=0.0899	γ=1.0036	いいだのでんきL（北海道）				いいだのでんきM（東北）	α=0.0259	β=0.2563	γ=0.8915	いいだのでんきL（東北）				いいだのでんきM（東京）	α=0.0048	β=0.3827	γ=0.6584	いいだのでんきL（東京）				いいだのでんきM（北陸）	α=0.0415	β=0.0745	γ=1.2499	いいだのでんきL（北陸）				いいだのでんきM（四国）	α=0.0875	β=0.0770	γ=1.1770	いいだのでんきM（九州）	α=0.0053	β=0.1861	γ=1.0757	いいだのでんきL（九州）			
いいだのでんきM（北海道）	α=0.4699	—	γ=0.7879																																																																																						
いいだのでんきL（北海道）																																																																																									
いいだのでんきM（東北）	α=0.1152	β=0.2714	γ=0.7386																																																																																						
いいだのでんきL（東北）																																																																																									
いいだのでんきM（東京）	α=0.1970	β=0.4435	γ=0.2512																																																																																						
いいだのでんきL（東京）																																																																																									
いいだのでんきM（北陸）	α=0.2303	—	γ=1.1441																																																																																						
いいだのでんきL（北陸）																																																																																									
いいだのでんきM（四国）	α=0.2104	β=0.0541	γ=1.0588																																																																																						
いいだのでんきM（九州）	α=0.0053	β=0.1861	γ=1.0757																																																																																						
いいだのでんきL（九州）																																																																																									
いいだのでんきM（北海道）	α=0.1874	β=0.0899	γ=1.0036																																																																																						
いいだのでんきL（北海道）																																																																																									
いいだのでんきM（東北）	α=0.0259	β=0.2563	γ=0.8915																																																																																						
いいだのでんきL（東北）																																																																																									
いいだのでんきM（東京）	α=0.0048	β=0.3827	γ=0.6584																																																																																						
いいだのでんきL（東京）																																																																																									
いいだのでんきM（北陸）	α=0.0415	β=0.0745	γ=1.2499																																																																																						
いいだのでんきL（北陸）																																																																																									
いいだのでんきM（四国）	α=0.0875	β=0.0770	γ=1.1770																																																																																						
いいだのでんきM（九州）	α=0.0053	β=0.1861	γ=1.0757																																																																																						
いいだのでんきL（九州）																																																																																									

□ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

いいだのでんきM（北海道）	37,200円
いいだのでんきL（北海道）	
いいだのでんきM（東北）	31,400円
いいだのでんきL（東北）	
いいだのでんきM（東京）	44,200円
いいだのでんきL（東京）	
いいだのでんきM（北陸）	21,900円
いいだのでんきL（北陸）	
いいだのでんきM（四国）	26,000円
いいだのでんきM（九州）	27,400円
いいだのでんきL（九州）	

（略）

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□または(3)イによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、いいだのでんきM（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

□ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に、(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

いいだのでんきM（北海道）	80,800円
いいだのでんきL（北海道）	
いいだのでんきM（東北）	83,500円
いいだのでんきL（東北）	
いいだのでんきM（東京）	86,100円
いいだのでんきL（東京）	
いいだのでんきM（北陸）	79,800円
いいだのでんきL（北陸）	
いいだのでんきM（四国）	80,000円
いいだのでんきM（九州）	27,400円
いいだのでんきL（九州）	

（略）

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、いいだのでんきM（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ いいだのでんきM（四国）

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.958円（2.154円）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.178円（0.196円）

ロ イ以外

		税抜額（税込額）
いいだのでんきM（北海道） いいだのでんきL（北海道）	1キロワット時につき	0.179円（0.197円）
いいだのでんきM（東北） いいだのでんきL（東北）	1キロワット時につき	0.201円（0.221円）
いいだのでんきM（東京） いいだのでんきL（東京）	1キロワット時につき	0.211円（0.232円）
いいだのでんきM（北陸） いいだのでんきL（北陸）	1キロワット時につき	0.146円（0.161円）
いいだのでんきM（九州） いいだのでんきL（九州）	1キロワット時につき	0.124円（0.136円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ いいだのでんきM（九州）およびいいだのでんきL（九州）の燃料費調整単価は、(1)ロで算出された値に、次の算式によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものいたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、(1)ロに準じるものといたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$\left(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格} \right) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$$

ロ 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、β および γ は、以下の通りといたします。

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ いいだのでんきM（四国）

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.540円（1.694円）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.140円（0.154円）

ロ イ以外

		税抜額（税込額）
いいだのでんきM（北海道） いいだのでんきL（北海道）	1キロワット時につき	0.157円（0.173円）
いいだのでんきM（東北） いいだのでんきL（東北）	1キロワット時につき	0.179円（0.197円）
いいだのでんきM（東京） いいだのでんきL（東京）	1キロワット時につき	0.166円（0.183円）
いいだのでんきM（北陸） いいだのでんきL（北陸）	1キロワット時につき	0.150円（0.165円）
いいだのでんきM（九州） いいだのでんきL（九州）	1キロワット時につき	0.124円（0.136円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、β および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	α=1.0000	β=0.0000	γ=0.0000
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	α=1.0000	β=0.0000	γ=0.0000

α=1.0000
β=0.0000
γ=0.0000

- ハ 離島基準燃料価格は、79,300 円といたします。
- ニ 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下の通りといたします。

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	0.003円（0.003円）

でんきMプラン（九州）	α=1.0000	β=0.0000	γ=0.0000
でんきLプラン（九州）			

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$\left(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格} \right) \times \frac{\square \text{の離島基準単価}}{1,000}$$

また、離島基準燃料価格は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

でんきMプラン（北海道）	79,300円
でんきLプラン（北海道）	
でんきMプラン（東北）	79,300円
でんきLプラン（東北）	
でんきMプラン（九州）	79,300円
でんきLプラン（九州）	

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(1)ハに準じます。

□ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
--	----------

(略)	でんきMプラン（北海道）	1 キロワット時につき	0.001円（0.001円）
	でんきLプラン（北海道）		
	でんきMプラン（東北）		0.001円（0.001円）
	でんきLプラン（東北）		
(略)	でんきMプラン（九州）		0.003円（0.003円）
	でんきLプラン（九州）		
（略）	（略）		
附 則（実施期日）	附 則（実施期日）		
この料金表は、2023 年 4 月 1 日 から実施いたします。	この料金表は、2023 年 6 月 1 日 から実施いたします。		

〔8〕■ でんき契約約款料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）	改定後（新）																																				
2 BIGLOBE でんきM料金表 (1) BIGLOBE でんきM（北海道） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>22.13円（24.34円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>27.85円（30.63円）</td></tr> <tr> <td>280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>31.23円（34.35円）</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1契約につき</td><td>228.00円（250.80円）</td></tr> </table> (2) BIGLOBE でんきM（東北） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>17.19円（18.90円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>23.32円（25.65円）</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）	280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）		税抜額（税込額）	1契約につき	228.00円（250.80円）		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）	2 BIGLOBE でんきM料金表 (1) BIGLOBE でんきM（北海道） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>32.21円（35.43円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>37.93円（41.72円）</td></tr> <tr> <td>280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>41.31円（45.44円）</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1契約につき</td><td>367.00円（403.70円）</td></tr> </table> (2) BIGLOBE でんきM（東北） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27.00円（29.70円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>33.14円（36.45円）</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円（35.43円）	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）	280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）		税抜額（税込額）	1契約につき	367.00円（403.70円）		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円（36.45円）
	税抜額（税込額）																																				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）																																				
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）																																				
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
1契約につき	228.00円（250.80円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）																																				
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円（35.43円）																																				
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）																																				
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
1契約につき	367.00円（403.70円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）																																				
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円（36.45円）																																				

300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)
---------------------------	-----------------

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	238.00円 (261.80円)

(3) BIGLOBE でんきM（東京）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円 (240.71円)

(4) BIGLOBE でんきM（北陸）

（略）

ロ 電力量料金

300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円 (40.40円)
---------------------------	-----------------

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	326.89円 (359.57円)

(3) BIGLOBE でんきM（東京）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27円 (29.99円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円 (36.59円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円 (40.68円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	292.20円 (321.42円)

(4) BIGLOBE でんきM（北陸）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円（241.79円）

(5) BIGLOBE でんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円 (564.96円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.93円 (20.82円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円 (27.44円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.14円 (30.95円)

(略)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円（30.82円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円（34.71円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円（36.42円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	275.00円（302.50円）

(5) BIGLOBE でんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	606.36円 (666.99円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.87円 (30.65円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.89円 (37.27円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.08円 (40.78円)

(略)

3 BIGLOBE でんき L 料金表

(1) BIGLOBE でんき L (北海道)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円 (30.63円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円 (34.35円)

(2) BIGLOBE でんき L (東北)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)

(3) BIGLOBE でんき L (東京)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)

3 BIGLOBE でんき L 料金表

(1) BIGLOBE でんき L (北海道)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円 (35.43円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円 (41.72円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円 (45.44円)

(2) BIGLOBE でんき L (東北)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円 (29.70円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円 (36.45円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円 (40.40円)

(3) BIGLOBE でんき L (東京)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27円 (29.99円)

<table><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>24.10円 (26.51円)</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>27.81円 (30.59円)</td></tr></table> (4) BIGLOBE でんき L (北陸) (略) □ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr><tr><td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>16.56円 (18.21円)</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>20.10円 (22.11円)</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>21.65円 (23.81円)</td></tr></table> (略)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)		税抜額 (税込額)	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)	<table><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>33.27円 (36.59円)</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>36.99円 (40.68円)</td></tr></table> (4) BIGLOBE でんき L (北陸) (略) □ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr><tr><td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>28.02円 (30.82円)</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>31.56円 (34.71円)</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>33.11円 (36.42円)</td></tr></table> (略)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円 (36.59円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円 (40.68円)		税抜額 (税込額)	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円 (30.82円)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円 (34.71円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円 (36.42円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)																								
	税抜額 (税込額)																								
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円 (36.59円)																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円 (40.68円)																								
	税抜額 (税込額)																								
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円 (30.82円)																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円 (34.71円)																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円 (36.42円)																								
7 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」と	7 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたしま																								

いいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

8 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α, β, およびγは、契約種別ごとに以下の通りといたします。

BIGLOBEでんきM（北海道）	α=0.4699	—	γ=0.7879
BIGLOBEでんきL（北海道）			
BIGLOBEでんきM（東北）	α=0.1152	β=0.2714	γ=0.7386
BIGLOBEでんきL（東北）			
BIGLOBEでんきM（東京）	α=0.1970	β=0.4435	γ=0.2512
BIGLOBEでんきL（東京）			
BIGLOBEでんきM（北陸）	α=0.2303	—	γ=1.1441
BIGLOBEでんきL（北陸）			
BIGLOBEでんきM（四国）	α=0.2104	β=0.0541	γ=1.0588
BIGLOBEでんきM（九州）	α=0.0053	β=0.1861	γ=1.0757
BIGLOBEでんきL（九州）			

(略)

□ 燃料費調整単価

8 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α, β, およびγは、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

BIGLOBEでんきM（北海道）	α=0.1874	β=0.0899	γ=1.0036
BIGLOBEでんきL（北海道）			
BIGLOBEでんきM（東北）	α=0.0259	β=0.2563	γ=0.8915
BIGLOBEでんきL（東北）			
BIGLOBEでんきM（東京）	α=0.0048	β=0.3827	γ=0.6584
BIGLOBEでんきL（東京）			
BIGLOBEでんきM（北陸）	α=0.0415	β=0.0745	γ=1.2499
BIGLOBEでんきL（北陸）			
BIGLOBEでんきM（四国）	α=0.0875	β=0.0770	γ=1.1770
BIGLOBEでんきM（九州）	α=0.0053	β=0.1861	γ=1.0757
BIGLOBEでんきL（九州）			

(略)

□ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

BIGLOBEでんきM（北海道）	37,200円
BIGLOBEでんきL（北海道）	
BIGLOBEでんきM（東北）	31,400円
BIGLOBEでんきL（東北）	
BIGLOBEでんきM（東京）	44,200円
BIGLOBEでんきL（東京）	
BIGLOBEでんきM（北陸）	21,900円
BIGLOBEでんきL（北陸）	
BIGLOBEでんきM（四国）	26,000円
BIGLOBEでんきM（九州）	27,400円
BIGLOBEでんきL（九州）	

（略）

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口または(3)イによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、BIGLOBE でんきM（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に、(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

BIGLOBEでんきM（北海道）	80,800円
BIGLOBEでんきL（北海道）	
BIGLOBEでんきM（東北）	83,500円
BIGLOBEでんきL（東北）	
BIGLOBEでんきM（東京）	86,100円
BIGLOBEでんきL（東京）	
BIGLOBEでんきM（北陸）	79,800円
BIGLOBEでんきL（北陸）	
BIGLOBEでんきM（四国）	80,000円
BIGLOBEでんきM（九州）	27,400円
BIGLOBEでんきL（九州）	

（略）

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、BIGLOBE でんきM（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ BIGLOBE でんきM（四国）

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.958円（2.154円）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.178円（0.196円）

ロ イ以外

		税抜額（税込額）
BIGLOBEでんきM（北海道） BIGLOBEでんきL（北海道）	1キロワット時につき	0.179円（0.197円）
BIGLOBEでんきM（東北） BIGLOBEでんきL（東北）	1キロワット時につき	0.201円（0.221円）
BIGLOBEでんきM（東京） BIGLOBEでんきL（東京）	1キロワット時につき	0.211円（0.232円）
BIGLOBEでんきM（北陸） BIGLOBEでんきL（北陸）	1キロワット時につき	0.146円（0.161円）
BIGLOBEでんきM（九州） BIGLOBEでんきL（九州）	1キロワット時につき	0.124円（0.136円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ BIGLOBE でんきM（九州）および BIGLOBE でんきL（九州）の燃料費調整単価は、(1)ロで算出された値に、次の算式によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、(1)ロに準じるものといたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$$

ロ 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 α 、 β および γ は、以下の通りといたします。

$$\alpha = 1.0000$$

イ BIGLOBE でんきM（四国）

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.540円（1.694円）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.140円（0.154円）

ロ イ以外

		税抜額（税込額）
BIGLOBEでんきM（北海道） BIGLOBEでんきL（北海道）	1キロワット時につき	0.157円（0.173円）
BIGLOBEでんきM（東北） BIGLOBEでんきL（東北）	1キロワット時につき	0.179円（0.197円）
BIGLOBEでんきM（東京） BIGLOBEでんきL（東京）	1キロワット時につき	0.166円（0.183円）
BIGLOBEでんきM（北陸） BIGLOBEでんきL（北陸）	1キロワット時につき	0.150円（0.165円）
BIGLOBEでんきM（九州） BIGLOBEでんきL（九州）	1キロワット時につき	0.124円（0.136円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 α 、 β および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
でんきMプラン（九州）	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

ハ 離島基準燃料価格は、79,300 円といたします。

ニ 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下の通りといたします。

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	0.003円（0.003円）

でんきLプラン（九州）

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

また、離島基準燃料価格は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

でんきMプラン（北海道）	79,300円
でんきLプラン（北海道）	
でんきMプラン（東北）	79,300円
でんきLプラン（東北）	
でんきMプラン（九州）	79,300円
でんきLプラン（九州）	

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(1)ハに準じます。

ロ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
でんきMプラン（北海道）	1 キロワット時につき	0.001円（0.001円）

(略)	でんきLプラン（北海道）		
	でんきMプラン（東北）		0.001円（0.001円）
	でんきLプラン（東北）		
	でんきMプラン（九州）		0.003円（0.003円）
	でんきLプラン（九州）		
(略)			
附 則（実施期日）	附 則（実施期日）		
この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。		

〔9〕■ でんき契約約款料金表（UQ でんき）

改定前（旧）	改定後（新）																																				
2 UQ でんきM料金表 (1) UQ でんきM（北海道） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>22.13円（24.34円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>27.85円（30.63円）</td></tr> <tr> <td>280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>31.23円（34.35円）</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1契約につき</td><td>228.00円（250.80円）</td></tr> </table> (2) UQ でんきM（東北） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>17.19円（18.90円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>23.32円（25.65円）</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）	280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）		税抜額（税込額）	1契約につき	228.00円（250.80円）		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）	2 UQ でんきM料金表 (1) UQ でんきM（北海道） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>32.21円（35.43円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>37.93円（41.72円）</td></tr> <tr> <td>280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>41.31円（45.44円）</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1契約につき</td><td>367.00円（403.70円）</td></tr> </table> (2) UQ でんきM（東北） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27.00円（29.70円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>33.14円（36.45円）</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円（35.43円）	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）	280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）		税抜額（税込額）	1契約につき	367.00円（403.70円）		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円（36.45円）
	税抜額（税込額）																																				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）																																				
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）																																				
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
1契約につき	228.00円（250.80円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）																																				
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円（35.43円）																																				
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）																																				
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
1契約につき	367.00円（403.70円）																																				
	税抜額（税込額）																																				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）																																				
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円（36.45円）																																				

300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)
---------------------------	-----------------

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	238.00円 (261.80円)

(3) UQ でんきM（東京）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円 (240.71円)

(4) UQ でんきM（北陸）

（略）

ロ 電力量料金

300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円 (40.40円)
---------------------------	-----------------

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	326.89円 (359.57円)

(3) UQ でんきM（東京）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27円 (29.99円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円 (36.59円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円 (40.68円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	292.20円 (321.42円)

(4) UQ でんきM（北陸）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円（241.79円）

（５） UQ でんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 （税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円 (564.96円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.93円 (20.82円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円 (27.44円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.14円 (30.95円)

（略）

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円（30.82円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円（34.71円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円（36.42円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	275.00円（302.50円）

（５） UQ でんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 （税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	606.36円 (666.99円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.87円 (30.65円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.89円 (37.27円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.08円 (40.78円)

（略）

3 UQ でんき L 料金表

(1) UQ でんき L (北海道)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円 (30.63円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円 (34.35円)

(2) UQ でんき L (東北)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)

(3) UQ でんき L (東京)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)

3 UQ でんき L 料金表

(1) UQ でんき L (北海道)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円 (35.43円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円 (41.72円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円 (45.44円)

(2) UQ でんき L (東北)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円 (29.70円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円 (36.45円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円 (40.40円)

(3) UQ でんき L (東京)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27円 (29.99円)

<table><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>24.10円 (26.51円)</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>27.81円 (30.59円)</td></tr></table> (4) UQ でんき L (北陸) (略) □ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr><tr><td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>16.56円 (18.21円)</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>20.10円 (22.11円)</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>21.65円 (23.81円)</td></tr></table> (略)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)		税抜額 (税込額)	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)	<table><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>33.27円 (36.59円)</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>36.99円 (40.68円)</td></tr></table> (4) UQ でんき L (北陸) (略) □ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr><tr><td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>28.02円 (30.82円)</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>31.56円 (34.71円)</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>33.11円 (36.42円)</td></tr></table> (略)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円 (36.59円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円 (40.68円)		税抜額 (税込額)	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円 (30.82円)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円 (34.71円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円 (36.42円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)																								
	税抜額 (税込額)																								
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円 (36.59円)																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円 (40.68円)																								
	税抜額 (税込額)																								
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円 (30.82円)																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円 (34.71円)																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円 (36.42円)																								
9 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」と	9 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたしま																								

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

UQでんきM（北海道） UQでんきL（北海道）	37,200円
UQでんきM（東北） UQでんきL（東北）	31,400円
UQでんきM（東京） UQでんきL（東京）	44,200円
UQでんきM（北陸） UQでんきL（北陸）	21,900円
UQでんきM（四国）	26,000円
UQでんきM（九州） UQでんきL（九州）	27,400円

（略）

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口または(3)イによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、UQ でんきM（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に、(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

UQでんきM（北海道） UQでんきL（北海道）	80,800円
UQでんきM（東北） UQでんきL（東北）	83,500円
UQでんきM（東京） UQでんきL（東京）	86,100円
UQでんきM（北陸） UQでんきL（北陸）	79,800円
UQでんきM（四国）	80,000円
UQでんきM（九州） UQでんきL（九州）	27,400円

（略）

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、UQ でんきM（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ UQ でんきM（四国）

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.958円（2.154円）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.178円（0.196円）

ロ イ以外

		税抜額（税込額）
UQでんきM（北海道） UQでんきL（北海道）	1キロワット時につき	0.179円（0.197円）
UQでんきM（東北） UQでんきL（東北）	1キロワット時につき	0.201円（0.221円）
UQでんきM（東京） UQでんきL（東京）	1キロワット時につき	0.211円（0.232円）
UQでんきM（北陸） UQでんきL（北陸）	1キロワット時につき	0.146円（0.161円）
UQでんきM（九州） UQでんきL（九州）	1キロワット時につき	0.124円（0.136円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ UQ でんきM（九州）およびUQ でんきL（九州）の燃料費調整単価は、(1)ロで算出された値に、次の算式によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、(1)ロに準じるものといたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$$

ロ 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 α 、 β および γ は、以下の通りといたします。

イ UQ でんきM（四国）

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.540円（1.694円）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.140円（0.154円）

ロ イ以外

		税抜額（税込額）
UQでんきM（北海道） UQでんきL（北海道）	1キロワット時につき	0.157円（0.173円）
UQでんきM（東北） UQでんきL（東北）	1キロワット時につき	0.179円（0.197円）
UQでんきM（東京） UQでんきL（東京）	1キロワット時につき	0.166円（0.183円）
UQでんきM（北陸） UQでんきL（北陸）	1キロワット時につき	0.150円（0.165円）
UQでんきM（九州） UQでんきL（九州）	1キロワット時につき	0.124円（0.136円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 α 、 β および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
でんきMプラン（九州）	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$

(略)	でんきLプラン（北海道）		
	でんきMプラン（東北）		0.001円（0.001円）
	でんきLプラン（東北）		
	でんきMプラン（九州）		0.003円（0.003円）
	でんきLプラン（九州）		
(略)			
附 則（実施期日）	附 則（実施期日）		
この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。		

〔10〕■ でんき契約約款料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																																								
2 じぶんでんきM料金表 (1) じぶんでんきM（北海道） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>22.13円（24.34円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>27.85円（30.63円）</td></tr> <tr> <td>280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>31.23円（34.35円）</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1契約につき</td><td>228.00円（250.80円）</td></tr> </table> (2) じぶんでんきM（東北） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>17.19円（18.90円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>23.32円（25.65円）</td></tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>26.91円（29.60円）</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）	280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）		税抜額（税込額）	1契約につき	228.00円（250.80円）		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円（29.60円）	2 じぶんでんきM料金表 (1) じぶんでんきM（北海道） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>32.21円（35.43円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>37.93円（41.72円）</td></tr> <tr> <td>280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>41.31円（45.44円）</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1契約につき</td><td>367.00円（403.70円）</td></tr> </table> (2) じぶんでんきM（東北） （略） □ 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27.00円（29.70円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>33.14円（36.45円）</td></tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>36.73円（40.40円）</td></tr> </table> ハ 最低月額料金		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円（35.43円）	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）	280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）		税抜額（税込額）	1契約につき	367.00円（403.70円）		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円（36.45円）	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円（40.40円）
	税抜額（税込額）																																								
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）																																								
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）																																								
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）																																								
	税抜額（税込額）																																								
1契約につき	228.00円（250.80円）																																								
	税抜額（税込額）																																								
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）																																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）																																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円（29.60円）																																								
	税抜額（税込額）																																								
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円（35.43円）																																								
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）																																								
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）																																								
	税抜額（税込額）																																								
1契約につき	367.00円（403.70円）																																								
	税抜額（税込額）																																								
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）																																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円（36.45円）																																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円（40.40円）																																								

合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	238.00円（261.80円）

(3) じぶんでんきM（北陸）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円（241.79円）

(4) じぶんでんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 （税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円 (564.96円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.93円 (20.82円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円 (27.44円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時に	28.14円

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	326.89円（359.57円）

(3) じぶんでんきM（北陸）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円（30.82円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円（34.71円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円（36.42円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	275.00円（302.50円）

(4) じぶんでんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 （税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	606.36円 (666.99円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.87円 (30.65円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.89円 (37.27円)

	つき	(30.95円)
(略)		

3 じぶんでんきL料金表

(1) じぶんでんきL (北海道)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円 (30.63円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円 (34.35円)

(2) じぶんでんきL (東北)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)

(3) じぶんでんきL (北陸)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット	20.10円 (22.11円)

	300キロワット時をこえる 1 キロワット時に つき	37.08円 (40.78円)
(略)		

3 じぶんでんきL料金表

(1) じぶんでんきL (北海道)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円 (35.43円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円 (41.72円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円 (45.44円)

(2) じぶんでんきL (東北)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円 (29.70円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円 (36.45円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円 (40.40円)

(3) じぶんでんきL (北陸)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円 (30.82円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット	31.56円 (34.71円)

時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)
(略)	

4 じぶんでんきオール電化プラン S 料金表

(1) じぶんでんきオール電化プラン S (東京)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 夜間時間

夜間時間は、毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

	税抜額 (税込額)
1 キロワット時につき	16.70 円 (18.37 円)

(ロ) その他時間

その他時間は、毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。

	税抜額 (税込額)
1 キロワット時につき	23.51 円 (25.86 円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額 (税込額)
1 契約につき	218.83 円 (240.71 円)

5 じぶんでんきオール電化プラン L 料金表

(1) じぶんでんきオール電化プラン L (東京)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 夜間時間

夜間時間は、毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円 (36.42円)
(略)	

4 じぶんでんきオール電化プラン S 料金表

(1) じぶんでんきオール電化プラン S (東京)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 夜間時間

夜間時間は、毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

	税抜額 (税込額)
1 キロワット時につき	25.50 円 (28.05 円)

(ロ) その他時間

その他時間は、毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。

	税抜額 (税込額)
1 キロワット時につき	32.69 円 (35.95 円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額 (税込額)
1 契約につき	292.20 円 (321.42 円)

5 じぶんでんきオール電化プラン L 料金表

(1) じぶんでんきオール電化プラン L (東京)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 夜間時間

夜間時間は、毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）			税抜額（税込額）	
1 キロワット時につき	16.70 円（18.37 円）		1 キロワット時につき	25.50 円（28.05 円）	
(D) その他時間				(D) その他時間	
その他時間は、毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。				その他時間は、毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。	
	税抜額（税込額）			税抜額（税込額）	
1 キロワット時につき	23.51 円（25.86 円）		1 キロワット時につき	32.69 円（35.95 円）	
9 再生可能エネルギー発電促進賦課金			9 再生可能エネルギー発電促進賦課金		
(略)			(略)		
(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定			(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定		
(略)			(略)		
□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの 再生可能エネルギー発電促進賦課金 は、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。			□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。		
10 燃料費調整			10 燃料費調整		
(1) 燃料費調整額の算定			(1) 燃料費調整額の算定		
イ 平均燃料価格			イ 平均燃料価格		
原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。			原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。		
なお、平均燃料価格は、100 円 単位 とし、 100 円未満 の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。			なお、平均燃料価格の 単位 は、100 円とし、 その 端数は、10 円の位で四捨五入いたします。		

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α , β , および γ は、契約種別ごとに以下の通りといたします。

じぶんでんき M (北海道)	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
じぶんでんき L (北海道)			
じぶんでんき M (東北)	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
じぶんでんき L (東北)			
じぶんでんきオール電化プラン S (東京)	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
じぶんでんきオール電化プラン L (東京)			
じぶんでんき M (北陸)	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
じぶんでんき L (北陸)			
じぶんでんき M (四国)	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$
じぶんでんき M (九州)	$\alpha = 0.0053$	$\beta = 0.1861$	$\gamma = 1.0757$
じぶんでんき L (九州)			

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α , β , および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

じぶんでんき M (北海道)	$\alpha = 0.1874$	$\beta = 0.0899$	$\gamma = 1.0036$
じぶんでんき L (北海道)			
じぶんでんき M (東北)	$\alpha = 0.0259$	$\beta = 0.2563$	$\gamma = 0.8915$
じぶんでんき L (東北)			
じぶんでんきオール電化プラン S (東京)	$\alpha = 0.0048$	$\beta = 0.3827$	$\gamma = 0.6584$
じぶんでんきオール電化プラン L (東京)			
じぶんでんき M (北陸)	$\alpha = 0.0415$	$\beta = 0.0745$	$\gamma = 1.2499$
じぶんでんき L (北陸)			
じぶんでんき M (四国)	$\alpha = 0.0875$	$\beta = 0.0770$	$\gamma = 1.1770$
じぶんでんき M (九州)	$\alpha = 0.0053$	$\beta = 0.1861$	$\gamma = 1.0757$
じぶんでんき L (九州)			

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に、(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(Ⅱ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

じぶんでんきM（北海道）	37,200円
じぶんでんきL（北海道）	
じぶんでんきM（東北）	31,400円
じぶんでんきL（東北）	
じぶんでんきオール電化プランS（東京）	44,200円
じぶんでんきオール電化プランL（東京）	
じぶんでんきM（北陸）	21,900円
じぶんでんきL（北陸）	
じぶんでんきM（四国）	26,000円
じぶんでんきM（九州）	27,400円
じぶんでんきL（九州）	

（略）

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口または(3)イによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、じぶんでんきM（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ じぶんでんきM（四国）

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.958円（2.154円）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.178円（0.196円）

ロ イ以外

		税抜額（税込額）
じぶんでんきM（北海道）	1キロワット時につき	0.179円（0.197円）
じぶんでんきL（北海道）		
じぶんでんきM（東北）	1キロワット	0.201円（0.221円）

(Ⅱ) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

じぶんでんきM（北海道）	80,800円
じぶんでんきL（北海道）	
じぶんでんきM（東北）	83,500円
じぶんでんきL（東北）	
じぶんでんきオール電化プランS（東京）	86,100円
じぶんでんきオール電化プランL（東京）	
じぶんでんきM（北陸）	79,800円
じぶんでんきL（北陸）	
じぶんでんきM（四国）	80,000円
じぶんでんきM（九州）	27,400円
じぶんでんきL（九州）	

（略）

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、じぶんでんきM（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ じぶんでんきM（四国）

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.540円（1.694円）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.140円（0.154円）

ロ イ以外

		税抜額（税込額）
じぶんでんきM（北海道）	1キロワット時につき	0.157円（0.173円）
じぶんでんきL（北海道）		
じぶんでんきM（東北）	1キロワット	0.179円（0.197円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{\text{離島基準単価}}{1.000} \times (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格})$$

$q = 1.0000$

 $\beta = 0.0000$
$$y = 0.0000$$

八 離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

二 離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下の通りといたします。

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 α 、 β および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

(0) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

"離島ユニバーサルサービス調整単価" =

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{□の離島基準単価}}{1,000}$$

また、離島基準燃料価格は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

でんきMプラン（北海道）	79,300円
--------------	---------

	でんきLプラン（北海道）		
	でんきMプラン（東北）	79,300円	
	でんきLプラン（東北）		
	でんきMプラン（九州）	79,300円	
	でんきLプラン（九州）		
	(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用		
	各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。		
	各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(1)ハに準じます。		
	□ 離島基準単価		
	離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、契約種別ごとに以下の通とおりといたします。		
		税抜額（税込額）	
でんきMプラン（北海道）	1 キロワット時 につき	0.001円（0.001円）	
でんきLプラン（北海道）			
でんきMプラン（東北）		0.001円（0.001円）	
でんきLプラン（東北）			
でんきMプラン（九州）		0.003円（0.003円）	
でんきLプラン（九州）			
(略)			
附 則（実施期日）			
この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。			

附 則	
1 実施期日	
この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。	

2 じぶんでんきオール電化プランの料金および燃料費調整についての経過措置

(1) じぶんでんきオール電化プラン S（東京）およびじぶんでんきオール電化プラン L（東京）として電気の供給を受けるお客さまが、2023 年 6 月 30 日までの期間に使用される電気に適用する電力量料金および最低月額料金は、4（じぶんでんきオール電化プラン S 料金表）(1)ロおよび 5（じぶんでんきオール電化プラン L 料金表）(1)ロの規定にかかわらず、次のとおりといたします。

イ じぶんでんきオール電化プラン S（東京）の電力量料金
電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 夜間時間

夜間時間は、毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	16.70 円（18.37 円）

(ロ) その他時間

その他時間は、毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	23.51 円（25.86 円）

ロ じぶんでんきオール電化プラン S（東京）の最低月額料金
4（じぶんでんきオール電化プラン S 料金表）(1)イおよびイによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	218.83 円（240.71 円）

ロ じぶんでんきオール電化プラン L（東京）の電力量料金
電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 夜間時間

夜間時間は、毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
--	----------

1 キロワット時につき	16.70 円（18.37 円）		
(ロ) その他時間			
その他時間は、毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。			
	税抜額（税込額）		
1 キロワット時につき	23.51 円（25.86 円）		
(2) じぶんでんきオール電化プラン S（東京）およびじぶんでんきオール電化プラン L（東京）として電気の供給を受けるお客さまが 2023 年 6 月 30 日までの期間に使用される電気に適用する燃料費調整については、次のとおりといたします。			
イ 10（燃料費調整）(1)イに定める平均燃料価格を算定する算式における α 、 β および γ は、10（燃料費調整）(1)イの規定にかかわらず次のとおりといたします。			
じぶんでんきオール電化プランS（東京） じぶんでんきオール電化プランL（東京）	$\alpha=0.1970$	$\beta=0.4435$	$\gamma=0.2512$
ロ 10（燃料費調整）(1)ロ(ロ)に定める基準燃料単価は、10（燃料費調整）(1)ロ(ロ)の規定にかかわらず次のとおりといたします。			
じぶんでんきオール電化プランS（東京） じぶんでんきオール電化プランL（東京）	44,200円		
ハ 10（燃料費調整）(2)に定める基準単価は、10（燃料費調整）(2)の規定にかかわらず次のとおりといたします。			
		税抜額（税込額）	
じぶんでんきオール電化プランS（東京） じぶんでんきオール電化プランL（東京）	1キロワット時につき	0.211円（0.232円）	
ニ 本項に定めのない事項については、10（燃料費調整）の規定が適用されるものといたします。			

〔11〕■ でんき契約約款料金表

改定前（旧）	改定後（新）																																
2 プランM料金表 （1）プランM（北海道） （略） □ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>22.13円（24.34円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>27.85円（30.63円）</td></tr> <tr> <td>280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>31.23円（34.35円）</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1契約につき</td><td>228.00円（250.80円）</td></tr> </table> （2）プランM（東北） （略） □ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>17.19円（18.90円）</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）	280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）		税抜額（税込額）	1契約につき	228.00円（250.80円）		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）	2 プランM料金表 （1）プランM（北海道） （略） □ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>32.21円（35.43円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>37.93円（41.72円）</td></tr> <tr> <td>280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>41.31円（45.44円）</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1契約につき</td><td>367.00円（403.70円）</td></tr> </table> （2）プランM（東北） （略） □ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27.00円（29.70円）</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円（35.43円）	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）	280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）		税抜額（税込額）	1契約につき	367.00円（403.70円）		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）
	税抜額（税込額）																																
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）																																
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）																																
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）																																
	税抜額（税込額）																																
1契約につき	228.00円（250.80円）																																
	税抜額（税込額）																																
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）																																
	税抜額（税込額）																																
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円（35.43円）																																
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）																																
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）																																
	税抜額（税込額）																																
1契約につき	367.00円（403.70円）																																
	税抜額（税込額）																																
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）																																

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	238.00円 (261.80円)

(3) プランM（東京）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
--	----------

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円 (36.45円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円 (40.40円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	326.89円 (359.57円)

(3) プランM（東京）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27円 (29.99円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円 (36.59円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円 (40.68円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
--	----------

	1契約につき	218.83円 (240.71円)
(5) プランM (北陸)		
(略)		
□ 電力量料金		
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。		
		税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき		16.56円 (18.21円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき		20.10円 (22.11円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		21.65円 (23.81円)
ハ 最低月額料金		
イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。		
		税抜額 (税込額)
1契約につき		219.81円 (241.79円)
(6) プランM (四国)		
最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。		
		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円 (564.96円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.93円 (20.82円)

	1契約につき	292.20円 (321.42円)
(5) プランM (北陸)		
(略)		
□ 電力量料金		
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。		
		税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき		28.02円 (30.82円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき		31.56円 (34.71円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		33.11円 (36.42円)
ハ 最低月額料金		
イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。		
		税抜額 (税込額)
1契約につき		275.00円 (302.50円)
(6) プランM (四国)		
最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。		
		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	606.36円 (666.99円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.87円 (30.65円)

	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円 (27.44円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.14円 (30.95円)
(略)		

3 プランL料金表

(1) プランL (北海道)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円 (30.63円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円 (34.35円)

(2) プランL (東北)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)

	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.89円 (37.27円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.08円 (40.78円)
(略)		

3 プランL料金表

(1) プランL (北海道)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円 (35.43円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円 (41.72円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円 (45.44円)

(2) プランL (東北)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円 (29.70円)

	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)
(3) プランL (東京)		
(略)		
□ 電力量料金		
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。		
		税抜額 (税込額)
	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)
(略)		
(5) プランL (北陸)		
(略)		
□ 電力量料金		
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。		
		税抜額 (税込額)
	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)

	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円 (36.45円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円 (40.40円)
(3) プランL (東京)		
(略)		
□ 電力量料金		
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。		
		税抜額 (税込額)
	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27円 (29.99円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円 (36.59円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円 (40.68円)
(略)		
(5) プランL (北陸)		
(略)		
□ 電力量料金		
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。		
		税抜額 (税込額)
	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円 (30.82円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円 (34.71円)

300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき 21.65円 (23.81円) (略)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき 33.11円 (36.42円) (略)
7 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。	7 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略) □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
8 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$	8 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α , β , および γ は、契約種別ごとに以下の通りといたします。

プランM（北海道） プランL（北海道）	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
プランM（東北） プランL（東北）	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
プランM（東京） プランL（東京）	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
プランM（中部） プランL（中部）	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$
プランM（北陸） プランL（北陸）	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
プランM（四国）	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$
プランM（九州） プランL（九州）	$\alpha = 0.0053$	$\beta = 0.1861$	$\gamma = 1.0757$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入い

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α , β , および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

プランM（北海道） プランL（北海道）	$\alpha = 0.1874$	$\beta = 0.0899$	$\gamma = 1.0036$
プランM（東北） プランL（東北）	$\alpha = 0.0259$	$\beta = 0.2563$	$\gamma = 0.8915$
プランM（東京） プランL（東京）	$\alpha = 0.0048$	$\beta = 0.3827$	$\gamma = 0.6584$
プランM（中部） プランL（中部）	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$
プランM（北陸） プランL（北陸）	$\alpha = 0.0415$	$\beta = 0.0745$	$\gamma = 1.2499$
プランM（四国）	$\alpha = 0.0875$	$\beta = 0.0770$	$\gamma = 1.1770$
プランM（九州） プランL（九州）	$\alpha = 0.0053$	$\beta = 0.1861$	$\gamma = 1.0757$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に、(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入い

たします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(Ⅱ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

プランM（北海道） プランL（北海道）	37,200円
プランM（東北） プランL（東北）	31,400円
プランM（東京） プランL（東京）	44,200円
プランM（中部） プランL（中部）	45,900円
プランM（北陸） プランL（北陸）	21,900円
プランM（四国）	26,000円
プランM（九州） プランL（九州）	27,400円

ハ 燃料費調整単価の適用

（略）

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口または(3)イによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、プランM（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価いたします。

（2）基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

たします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(Ⅱ) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

プランM（北海道） プランL（北海道）	80,800円
プランM（東北） プランL（東北）	83,500円
プランM（東京） プランL（東京）	86,100円
プランM（中部） プランL（中部）	45,900円
プランM（北陸） プランL（北陸）	79,800円
プランM（四国）	80,000円
プランM（九州） プランL（九州）	27,400円

ハ 燃料費調整単価の適用

（略）

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、プランM（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

（2）基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

イ プランM（四国）

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.958円（2.154円）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.178円（0.196円）

ロ イ以外

		税抜額（税込額）
プランM（北海道） プランL（北海道）	1キロワット時につき	0.179円（0.197円）
プランM（東北） プランL（東北）	1キロワット時につき	0.201円（0.221円）
プランM（東京） プランL（東京）	1キロワット時につき	0.211円（0.232円）
プランM（中部） プランL（中部）	1キロワット時につき	0.212円（0.233円）
プランM（北陸） プランL（北陸）	1キロワット時につき	0.146円（0.161円）
プランM（九州） プランL（九州）	1キロワット時につき	0.124円（0.136円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ プランM（九州）およびプランL（九州）の燃料費調整単価は、(1)ロで算出された値に、次の算式によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、(1)ロに準じるものといたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{\text{離島基準単価}}{1.000} \\ \text{(離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格)} \times$$

イ プランM（四国）

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.540円（1.694円）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.140円（0.154円）

ロ イ以外

		税抜額（税込額）
プランM（北海道） プランL（北海道）	1キロワット時につき	0.157円（0.173円）
プランM（東北） プランL（東北）	1キロワット時につき	0.179円（0.197円）
プランM（東京） プランL（東京）	1キロワット時につき	0.166円（0.183円）
プランM（中部） プランL（中部）	1キロワット時につき	0.212円（0.233円）
プランM（北陸） プランL（北陸）	1キロワット時につき	0.150円（0.165円）
プランM（九州） プランL（九州）	1キロワット時につき	0.124円（0.136円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、βおよびγは、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

ロ

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 α 、 β および γ は、以下の通りといたします。

$\alpha=1.0000$
 $\beta=0.0000$
 $\gamma=0.0000$

ハ

離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ニ

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下の通りといたします。

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	0.003円（0.003円）

でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	$\alpha=1.0000$	$\beta=0.0000$	$\gamma=0.0000$
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	$\alpha=1.0000$	$\beta=0.0000$	$\gamma=0.0000$
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	$\alpha=1.0000$	$\beta=0.0000$	$\gamma=0.0000$

(ロ)

離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

(離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格) × $\frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$

また、離島基準燃料価格は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	79,300円
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	79,300円
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	79,300円

(ハ)

離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(略)

附 則（実施期日）

この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、
(1)ハに準じます。
□ 離島基準単価
離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、契約種別ごとに以下のとおりいたします。

		税抜額（税込額）
でんきMプラン（北海道）	1 キロワット時につき	0.001円（0.001円）
でんきLプラン（北海道）		
でんきMプラン（東北）		0.001円（0.001円）
でんきLプラン（東北）		
でんきMプラン（九州）		0.003円（0.003円）
でんきLプラン（九州）		

(略)

附 則（実施期日）

この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。